

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2013年6月27日
【会社名】	アンリツ株式会社
【英訳名】	ANRITSU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 裕一
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
【電話番号】	046(223)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 窪田 顕文
【最寄りの連絡場所】	神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
【電話番号】	046(296)6517(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 窪田 顕文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2013年6月26日開催の当社第87期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2013年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項として、次のとおりとする。

配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金12円50銭 総額1,791,425,225円

剰余金の配当が効力を生ずる日 2013年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

次に掲げる変更の理由、目的等に基づき、定款の一部に所要の変更を行う。

コーポレート・ガバナンスの改革として、取締役の事業年度ごとの経営責任をより一層明確にし、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮する（現行定款第21条）。

役付取締役及び重要な使用人について、当社の現状の体制に合わせるための見直しを行うとともに、役付取締役の見直しに伴い、取締役会の招集権者及び議長を機動的に定めることが可能となるようにする（現行定款第22条、第24条及び第28条）。

第3号議案 取締役8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役として、橋本裕一、田中健二、政文祐、谷合俊澄、窪田顕文、細田泰、青井倫一及び関孝哉を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、菊川知之を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時の取締役8名のうち、社外取締役を除く取締役5名に対し、役員賞与として総額80百万円を支給する。また、各取締役に対する金額は当社取締役会の決定によることとする。

第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当該株主総会終結時の当社の取締役8名のうち、社外取締役を除く5名に対し、報酬として新株予約権を年額25百万円の範囲で付与する。

第7号議案 従業員等に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行し、当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	92,520	11,689	80	(注) 1	可決 (85.19%)
第2号議案	104,037	177	75	(注) 2	可決 (95.79%)
第3号議案					
橋本裕一	103,865	348	75	(注) 3	可決 (95.63%)
田中健二	103,930	284	75		可決 (95.69%)
政文祐	103,955	259	75		可決 (95.72%)
谷合俊澄	103,956	258	75		可決 (95.72%)
窪田顕文	103,957	257	75		可決 (95.72%)
細田泰	104,006	208	75		可決 (95.76%)
青井倫一	104,003	211	75		可決 (95.76%)
関孝哉	104,011	203	75		可決 (95.77%)
第4号議案	101,535	2,680	75	(注) 3	可決 (93.49%)
第5号議案	103,780	437	75	(注) 1	可決 (95.55%)
第6号議案	102,737	1,479	75	(注) 1	可決 (94.59%)
第7号議案	102,780	1,436	75	(注) 2	可決 (94.63%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、すべての議案につき可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上